

執筆者：

E-mail✉ [廣澤 太郎](mailto:hiroshige@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [田中 栄里花](mailto:arima@nishimura-asahi.com)

## 1. 会社形態

トルコの会社法制は、主にトルコ商法(Turkish Commercial Code)によって規律されています。2012年7月1日より施行されたトルコ商法は、これまで50年以上にわたって施行されていた旧商法を改正し、同法のもとでコーポレートガバナンスの充実が図られたほか、一人会社の設立が認められ会社設立が容易になるなど、会社法制に関する改革がなされました。

トルコ商法では、会社形態として、①株式会社、②有限会社、③合資会社及び④合名会社等が認められています<sup>1</sup>。外資企業は、内資企業と同様に、商法で定められたあらゆる形式の会社を設立することができますが、中でも外資企業によって実務上多く利用されているのは、株式会社及び有限会社です。

## 2. 株式会社(Anonim Şirket)

### (1) 概要

株式会社は、日本法上の株式会社と同様に所有と経営が明確に分離されており、株主が間接有限責任原則のもとで出資額を上限とした責任を負い、取締役及び取締役会が会社経営を行います。株式会社の必要機関は株主総会、取締役及び取締役会で、一定の要件を満たす大規模な企業は、独立した監査人を選任する必要があります。有限会社と比してより大規模な事業を行う場合に適した会社形態で、銀行業や保険業等の一部の業種は株式会社のみ認められています。

株式会社は1名以上の株主から設立が可能であり、株主の数や株主の国籍に制限はありません。最低資本金は5万トルコリラ(約40万円)とされていますが、授権資本制度(詳しくは後述)を採用している株式会社の最低資本金は10万トルコリラ(約80万円)に引き上げられています。

株式会社の設立時には、資本金の額を定款に記載しなければならず、当該金額について株主から払込を受けます。定款に資本金の額を記載するため、設立後に株式発行等で増資を行う際も、定款変更が必要になります。トルコにおいては、通常の資本制度のほかに、授権資本制度があります。授権資本制度とは、定款で定められた上限額の範囲内(最大で資本金の5倍)で、定款に定める期間内(最大で5年間)、取締役会に株主総会の承認を得ることなく株式を発行する権限を認めるものです。通常の資本制度の下では、設立時及び増資時において資本金の分割払込みが可能ですが<sup>2</sup>、上述のとおり設立後に増資を行う場合には定款変更が必要となるため、後述のように定款変更には株主総会決議を要するため、増資を行うためには株主総会決議が必

<sup>1</sup> これらの会社形態に加えて、支店又は駐在事務所を設立することもできるが、これらはトルコ国内で法人ではなく、外国法人の一部としてみなされる。

<sup>2</sup> 具体的には、定款に記載される資本金の額(増資の場合は増資額)の4分の1以上が設立又は増資の登記時に払込まれていれば、その残額は当該登記から2年以内に払込むことで足りる。

要になります。他方、授權資本制度を採用した場合には、資本金の分割払込みはできず、定款に記載される資本金の額全額が設立又は増資の登記時に払込済みである必要がありますが、定款に定める授權枠の範囲内であれば、株主総会決議を経ることなく取締役会限りで増資を行うことができます。

株式会社は、記名株式(株券に株主の氏名が記載され、譲渡に裏書及び株主名簿の登録が必要となる株式)と無記名株式(株券に株主に氏名が記載されず、株券の交付で譲渡可能な株式)を発行することが可能です。前者については、株式譲渡に関して取締役会の承認を要する旨を定款に定めることができますが、後者は定款による譲渡制限が認められていません。

なお、株式会社のうち、証券取引所に株式を上場している会社及び株主数が 500 名を超える会社は、公開会社に該当し、トルコ商法上の規制に加えて、トルコ資本市場委員会が定めるコーポレートガバナンスに関する規則等に服することになります。

## (2) 機関設計

上述のように、株式会社は株主総会、取締役及び取締役会によって構成されます。

### ア 株主総会

株主総会は法定事項及び定款に定めた内容について決議する権限を有します。定款の変更や取締役の選任及び解任、監査人の選任、財務諸表及び年次報告の承認、剰余金の配当決定及び会社の解散等の一定の事項は株主総会の専属決議事項とされています。

株主総会は年 1 回、決算後 3 か月以内に開催される必要があります。また、必要に応じて臨時株主総会を開催することができます。株主総会の開催地は原則として本店所在地とされています<sup>3</sup>。定款に定めがある場合には<sup>4</sup>、株主総会はオンライン上のプラットフォームを用いて開催することも可能です<sup>5</sup>。なお、トルコ商法上、株主総会の書面決議を認める明文規定はないものの、株主総会を電子的開催とすることで株主総会の開催を相当程度簡略化できると考えられます。

### イ 取締役

取締役は株主総会決議によって選任されます。取締役の員数は 1 名以上とされています。国籍や居住地に関する要件はなく、外国人のみを取締役に選任することも可能です。また、自然人のみならず法人も取締役にすることができますが、法人が取締役になる場合には代表者を任命する必要があります。取締役の任期は 3 年とされ、再任も可能です。

### ウ 取締役会

取締役会は 1 名以上の取締役で構成されます。取締役会は、物理的開催のほかに電子的な方法によって開催することができます。また、書面決議も認められています。取締役会の定足数は全株主の過半数、決議要件は出席株主の過半数とされていますが、定款で加重することができます。

<sup>3</sup> トルコに実際に行かずに株主総会を行う方法として、定款に取締役会の指定する場所で株主総会を開催する旨規定することができます。もっとも、株主総会がトルコ国外で開催される場合はトルコ関税商業省の公務員の出席が必須とされています。また、トルコ関税商業省の公務員の株主総会への出席は、増資、減資、授權資本制度の導入・終了、授權枠の増加、事業範囲の変更、合併、分割、会社の種類の変更が議題となる場合等にも必須とされています。トルコ関税商業省の公務員の出席が必要とされている場合で当該公務員が不在のままなされた株主総会決議は無効とみなされるため、留意が必要です。

<sup>4</sup> なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、現在トルコ政府は例外的措置として、定款に定めがない場合でも株主総会の電子的開催を認めています。詳しくは[こちら](#)をご参照ください(トルコ語のみ)。

<sup>5</sup> この場合にもトルコ関税商業省の公務員の株主総会への出席が必要となります。なお、2020 年の法改正により一人株主の株式会社がオンラインで株主総会を開催する場合には、トルコ関税商業省の公務員の出席義務が原則として免除されました(もっとも、会社設立や定款変更の際に当局の許可が必要となる銀行やファイナンスリース等の金融業は免除対象から除外されています。また、株主総会をトルコ国外で開催する場合や、増資・減資及び授權資本制度の導入・終了等上記脚注 3 で記載した場合には引き続きトルコ関税商業省の公務員の出席が義務付けられます)。

### 3. 有限会社 (Limited Şirket)

有限会社は、出資持分を有する社員が直接会社の経営に関与することになるため、会社規模としては小規模な事業に適しており、在トルコ日系企業の多くは有限会社を利用しています。

社員 1 名から有限会社を設立することができますが、有限会社は不特定多数の出資者からの資金調達は想定されていないため、社員数は最大で 50 名とされています。また、持分譲渡の際には、定款で別段の定めがない限り、社員総会の承認を得る必要があります。社員は出資持分の範囲で責任を負うとされていますが、税金や社会保険等の公的債務に関しては無限責任を負います。また、最低資本金は 1 万トルコリラ(約 8 万円)とされています。

有限会社は、社員総会及び執行役によって運営されています。原則として、社員全員が執行役とみなされ、共同で会社の経営及び代表する権限を有し、義務を負うとされています。社員でない第三者を執行役に選任することができますが、少なくとも 1 名の社員が執行役として会社を運営する権限を有することが必要とされています。個人及び法人のいずれも執行役になれますが、法人の場合には代表者を任命する必要があります。国籍及び居住地に関する要件はありません。社員総会では、株式会社と同様に、定款の変更や取締役の選解任、持分譲渡にかかる承認等の一定事項について専属的決議権が認められています。

【図】株式会社と有限会社の比較

	株式会社	有限会社
出資者数	1 名以上(上限なし)	1 名以上 50 名以下
出資者責任	間接有限責任	間接有限責任(但し、公的債務については無限責任)
最低資本金	5 万トルコリラ(但し、授權資本制度を採用している株式会社の場合は 10 万トルコリラ)	1 万トルコリラ
必要機関	株主総会、取締役及び取締役会	社員総会及び執行役
株式上場	可	不可
授權資本制度	可	不可

### 4. 取締役等の責任

日本法と同様に、株式会社の取締役及び有限会社の執行役(以下「取締役等」)は、会社との間の業務委任契約に基づき、会社に対して、法令及び定款に従い業務を真摯に行う義務(善管注意義務)を負っています。なお、会社に対する善管注意義務の主体は、従来は取締役等に限定されていましたが、トルコ商法の改正により、グループ企業の支配権を有している株主にも義務主体が拡大されました<sup>6</sup>。そのため、外資企業は親会社として取締役等と同様に善管注意義務を負うことになる可能性がある点には留意が必要です。

会社の財務状況に関して、取締役会は以下のような特別の義務を負います。まず、直近年度の財務諸表から株式資本と法定準備金の半分が損失したことが判明した場合、取締役会は直ちに株主総会を召集し、株主に対して是正措置を提案する義務を負います。さらに、直近年度の財務諸表から株式資本と法定準備金の 3 分の 2 が損失したことが判明した場合には、取締役会は直ちに株主総会を召集し、株主総会において減資あるいは増資のいずれかを行う決議をしない限り、会社はいかなる手続を経ることなく自動的に解散することになります。また、会社が多額の負債を抱えているおそれがある場合に取締役会は中間財務諸表を作成する義務を負い、当該中間財務諸表から会社の資産を売却することによっても債務返済ができないことが判明した場合、取締役会は管轄の商事裁判所に対して破産の届出をする必要があります。有限会社の執行役も同様の義務を負います。

<sup>6</sup> グループ企業とは、少なくとも 1 つの親会社とその親会社が支配する少なくとも 2 つの子会社という構造を指し、このうち少なくとも 1 社がトルコで設立していれば足りるとされています。株式会社と有限会社のいずれにも適用されます。

取締役等が善管注意義務に違反した場合、取締役等は、これにより会社が被った損害について賠償責任を負います。トルコ商法上、全ての株主は取締役等に対して会社が受けた損害の賠償を請求することができます(株主代表訴訟)。

また、全ての株主は会社の計算書類の閲覧を請求することができ、監査の結果に関する情報開示を要求することもできます。取締役等は会社の利益に重大な損害が生じるおそれがある場合に限り、株主からの情報開示請求を拒否することができますが、開示を要求された情報が他の株主が入手することができる情報である場合は会社は情報開示を拒むことができません。

## 5. 上場規制

上述のとおり、公開会社は、トルコ商法に加えてトルコ資本市場委員会が定めるコーポレートガバナンスに関する規則(以下「上場規則」)<sup>7</sup>に服することになります。上場規則においてコーポレートガバナンス指針が定められており、これには義務的規定と任意規定が含まれます。上場規則やコーポレートガバナンス指針は会社規模に応じて適用範囲が区別されていますが<sup>8</sup>、コーポレートガバナンス指針の義務的規定のほとんどはイスタンブール証券取引所に上場している全ての会社に適用されます。

例えば、上述のようにトルコ商法上は取締役は1名以上で足りるとされていますが、コーポレートガバナンス指針においては5名以上の取締役が必要とされています。また、一定の規模を有する上場会社については、取締役の3分の1以上が独立取締役である必要があり、また、いかなる場合であっても2名以上の独立取締役を選任する必要があります<sup>9</sup>。さらに、上場会社は、取締役会の内部に監査委員会、コーポレートガバナンス委員会、指名委員会、早期リスク発見委員会及び報酬委員会を設立する必要があります。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>7</sup> <https://www.cmb.gov.tr/SiteApps/Teblig/File/479>

<sup>8</sup> 上場規則においては、会社規模に応じて上場会社を、①時価総額が30億トルコリラ以上であり、かつ浮動株の平均時価総額が7億5000万トルコリラ以上である上場企業、②時価総額が10億トルコリラ以上であり、かつ浮動株の平均時価総額が2億5000万トルコリラ以上である上場企業、及び③その他の上場会社の3つのグループに分類しています。②及び③の上場会社は一部の規定の適用が除外されています。

<sup>9</sup> 独立取締役の独立性(independent member)の基準として、過去5年間において会社又はその関連者との間で雇用、株式保有又は重要な取引等の関係がないことや、過去5年間に会社の重要な仕入先との間で雇用関係等がないこと等が定められています。